

■非自発的失業者の要件となる離職理由コードと離職理由

| 離職理由コード | 離職理由 |
|---------|---|
| 11 | 解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く） |
| 12 | 天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 |
| 21 | 雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合） |
| 22 | 雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合） |
| 23 | 契約期間満了（雇用期間3年未満、更新明示なし） |
| 31 | 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨 |
| 32 | 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職 |
| 33 | やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が12カ月以上の場合） |
| 34 | やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合） |

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所（ハローワーク）でご相談ください。

■対象 次のすべての要件を満たす人

- ・ 離職時点65歳未満
- ・ 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード（上の表）で確認します。

■軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間（例）令和4年3月31日から令和5年3月30日まで

■国保料 離職日翌日の属する月から令和6年3月まで

■高額療養費負担限度額等

■一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内（医師の意見により最大6カ月まで延長可）

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

■その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月額額を3割減免します。

■手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証

※失業等により前年所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

令和5年度国民健康保険料が決定

国民健康保険（国保）は、万一の病気やけがに備えて、お金（保険料）を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

令和5年度の国民健康保険料が表1のとおり決定しました。保険料は、加入者の医療給付費に充てる医療分と後期高齢者支援金に係る支援分、介護納付金に係る介護分（40歳～64歳の人の合計となります）の合計となります。

■未就学児の均等割額の軽減（申請不要）

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国保に加入している未就学児（令和5年度は平成29年4月2日以降に生まれたお子さん）の均等割額を表2のとおり減額します。

■保険料の納付通知書

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期限内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの10割です。

口座振替の人は自動的に振替します。口座振替を希望される人は同封の口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、指定金融機関にお申し込みください。

また、一定の要件により保険料が年金から天引き

1 令和5年度保険料率

| 区分 | 医療分 | 支援分 | 介護分 |
|-------|---------|--------|---------|
| 所得割 | 7.18% | 2.82% | 2.89% |
| 均等割 | 25,368円 | 9,869円 | 11,171円 |
| 世帯平等割 | 17,311円 | 6,360円 | 5,605円 |
| 賦課限度額 | 65万円 | 22万円 | 17万円 |

2 令和5年度未就学児均等割額の軽減例（未就学児一人当たり）

| 法定軽減 | 区分 | 軽減前 | 軽減後 |
|------|-----|---------|---------|
| 軽減なし | 医療分 | 25,368円 | 12,684円 |
| | 支援分 | 9,869円 | 4,934円 |
| 2割軽減 | 医療分 | 20,294円 | 10,147円 |
| | 支援分 | 7,895円 | 3,947円 |
| 5割軽減 | 医療分 | 12,684円 | 6,342円 |
| | 支援分 | 4,934円 | 2,467円 |
| 7割軽減 | 医療分 | 7,610円 | 3,805円 |
| | 支援分 | 2,960円 | 1,480円 |

■保険料の算出例

4人家族（未就学児がいない世帯）で2人が介護保険2号被保険者（40歳～64歳）に該当する場合

| 世帯の所得 | 法定軽減 | 保険料 |
|-------|------|----------|
| 43万円 | 7割 | 57,760円 |
| 159万円 | 5割 | 245,790円 |
| 257万円 | 2割 | 429,880円 |
| 300万円 | | 523,830円 |
| 400万円 | | 652,730円 |

（特別徴収となる場合は、6月に送付する納付通知書の表紙に「特別徴収用」と表示しています。

※10月から天引き対象となる人は、9月（4期）までの口座振替や納付書で納入してください。

■納付方法の変更

年金から天引きされる保険料は、届け出により口座振替に変更できます。ただし、天引き対象外の保険料は口座振替や金融機関、コンビニ、スマートフォン決済アプリで納入してください。詳しくは、納付書の裏面をご覧ください。

■擬制世帯主

世帯主には、国保の各種届け出や保険料を納める義務があります。世帯主が国保の加入者でない場合でも世帯に国保の加入者がいる場合は、これらの義務を負うこととなります。

このような国保の加入者でない世帯主を「擬制世帯主」といいます。なお、擬制世帯主の所得は保険料計算には含まれません。

☎国保医療課国保年金係（☎983-2962）

熱損失防止改修工事で住宅の固定資産税を減額

減額要件のA～D全てを満たす熱損失防止改修工事などを行った場合、当該家屋の工事が完了した年の翌年度の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1を減額します。

※平成29年4月1日以降の改修により、認定長期優良住宅となった場合は、固定資産税額(120㎡相当分まで)の3分の2を減額します。

■減額要件

A平成26年4月1日以前から存在す

る住宅（賃貸住宅を除く）であること

B改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

C令和6年3月31日までに次の①の工事、または①と合わせて②～④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合すること

- ①窓の断熱改修工事（必須）
- ②床の断熱改修工事

- ③天井の断熱改修工事
 - ④壁の断熱改修工事
 - D改修工事に要した費用が補助金などを除き、次のいずれかにあてはまること
 - ▶熱損失防止改修工事の費用が60万円を超えるもの
 - ▶熱損失防止改修工事の費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽光利用システムの設置工事の費用との合計が60万円を超えるもの
- 申請方法
- 改修工事後3カ月以内に、申

請用紙と「増改築等工事証明書」「納税義務者の住民票の写し（市内在住の場合は不要）」「補助金などの明細書の写し」、長期優良住宅の場合は「認定通知書の写し」を添えて提出 ※申請時はマイナンバーのわかるものと本人確認書類を持参してください（郵送の場合は写しを添付）。 ※過去にこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修減額を受けている場合は適用できません。 また、工事内容によっては、他の制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

☎国税務課資産税係（☎983-2480）